

令和4年12月27日

各所属長殿

長野県警察本部長

自殺総合対策大綱の見直しについて（通達）

自殺対策基本法（平成18年法律第85条）に基づき、平成29年7月25日に閣議決定された自殺総合対策大綱が、策定後5年を経過したことから見直しが行われ、本年10月14日、新たな自殺総合対策大綱（別添参照。以下「本大綱」という。）が閣議決定されたことから、下記のとおり本大綱の概要及び警察活動に関連する施策に基づき、自殺防止対策に取り組むこととされたい。

記

1 本大綱の概要

本大綱は、6つの項目から構成されており、第1「自殺総合対策の基本理念」では、自殺は、その多くが様々な社会的要因を背景とした追い込まれた末の死であるとし、「いのちを支える自殺対策」という理念を前面に押し出して、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すこととしている。

第2「自殺の現状と自殺総合対策における基本認識」、第3「自殺総合対策の基本方針」では、共有すべき現状の認識と対策の基本的な方針について述べ、第4「自殺総合対策における当面の重点施策」において、当面行う13の施策を掲げている。

第5「自殺対策の数値目標」では、令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べ30%以上減少させることを当面の目標としており、第6「推進体制等」では、国や都道府県等の推進体制等について明記されている。

なお、本大綱は施策の実施状況や目標の達成状況等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しが行われる。

2 警察活動に関連する施策

本大綱第4「自殺総合対策における当面の重点施策」のうち、警察活動に関連する施策は次のとおりであるので、適切な警察活動が行われるよう努めること。

(1) 既存資料の利活用の促進（第4-3-(8)関係）

警察が保有する自殺統計及びその関連資料について、地域自殺対策の推進に生かせるようにするため情報を集約し、提供を推進することとされた。

関係行政機関等から自殺防止対策に資する目的での当該統計資料等の提出依頼があったときは、可能な範囲で積極的に対応すること。

(2) 遺族等に対する公的機関の職員の資質の向上（第4-4-(9)関係）

警察官、消防職員等の公的機関で自殺に関連した業務に従事する者に対して、遺族等からの意見も踏まえつつ、遺族等に寄り添った適切な遺族等への対応や関連する知識の普及を促進することとされた。

各種教養の機会等を通じて、所属職員に対し、自殺対策基本法や本大綱の内容等の周知を図り、引き続き適切な遺族対応に努めること。

(3) 危険な場所における安全確保、薬品等の規制等（第4-7-(6)関係）

従来から行っている自殺するおそれのある行方不明者に関する行方不明者発見活動を継続して実施することとされた。

自殺のおそれのある行方不明者届を受理したときには、速やかにそれぞれの態様に応じた捜索等の発見活動を開始すること。

(4) インターネット上の自殺関連情報対策の推進（第4-7-(8)関係）

SNSによる集団自殺の呼び掛け等、インターネット上の自殺の誘因・勧誘等に係る情報については、警察とインターネット・ホットラインセンターが通報を受け、また、警察とサイバーパトロールセンターがサイバーパトロールを行うなどして把握に努め、警察とインターネット・ホットラインセンターがプロバイダ等と連携してサイト管理者等に削除を依頼するなど、自殺防止のための必要な措置を講じることとされた。

自殺関連情報の通報を受けたときには、内容を確認した上で、プロバイダ等と連携してサイト管理者等に確実に削除依頼を行うなど必要な措置を講じること。

(5) インターネット上の自殺予告事案及び誹謗中傷への対応等（第4-7-(9)関係）

インターネット上の自殺予告事案に対する迅速・適切な対応を継続して実施することとされた。

自殺予告事案等を認知した際は、必要に応じ他関係部門と緊密な連携を図り、人命保護のため適切な各種緊急対処を講じること。

(6) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実（第4-7-(12)関係）

性犯罪・性暴力の被害者の精神的負担軽減のため、被害者が必要とする情報の集約や関係機関による支援の連携を強めるとともに、カウンセリング体制の充実や被害者の心情に配慮した事情聴取等を推進することとされた。

性犯罪等に係る相談の受理や捜査においては、被害者の心情に十分配慮した対応により、被害者の精神的負担の軽減に努め、「被害者の手引き」の交付等による相談窓口の周知や、カウンセリングに係る公費支出制度の活用等、被害者のニーズに沿った支援を実施すること。

担 当：生活安全企画課(地域安全推進係)